

基幹統計調査に係る書面調査票

基幹統計調査の名称	漁業構造統計（漁業センサス）
府省庁等名（担当課室名）	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	海面漁業調査（漁業経営体調査、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査） 地域的範囲〔□全国 ■一部地域（海面に沿う市区町村及びこれに準ずる農林水産大臣が指定する市区町村）〕 属性的範囲〔■世帯・個人 ■企業・法人 ■事業所 ■その他（地方公共団体、非法人の団体経営体、漁業管理組織、漁業協同組合）〕 内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査、内水面漁業地域調査） 流通加工調査（魚市場調査、冷凍・冷蔵、水産加工場調査） 地域的範囲〔■全国 □一部地域（ ）〕 属性的範囲〔■世帯・個人 ■企業・法人 ■事業所 ■その他（地方公共団体、非法人の団体経営体、内水面組合、魚市場、水産加工組合）〕
	全数調査・標本調査の別等	■全数調査 □標本調査〔□無作為抽出 □有意抽出〕 〔母集団情報： 〕 □うち一部の層が全数調査である 〔全数調査になっている層： 〕
	調査系統	海面漁業調査（漁業経営体調査） 農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者 海面漁業調査（漁業経営体調査）以外の調査 農林水産省－地方農政局等－調査員－報告者
	調査票の配布・回収方法	配布 ■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ） 回収 海面漁業調査、内水面漁業調査 ■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ） ↳ 他計方式の場合→■（調査対象から申し出のあった場合） 流通加工調査 ■調査員調査 □郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ） ↳ 他計方式の場合→□

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

企画・実 査・審査 等の実施 機関等	◆該当する欄に「●」を付す。 漁業経営体調査								
	区分	企画	標本 抽出	実査	入力	符号 付け	審査	集計	公表
	本府省	●		●				●	●
	地方支分部局							▲	
(独)統計センター									
都道府県			●	▲		●	●	●	
市町村			●			▲			
民間事業者				●					
スケジュール (直近の調査の実績)		平成 23 年4月 から平 成 25 年3月 まで、 24 か月	-	平成 25 年4月 から平 成 26 年2月 まで、 11 か月	平成 25 年 12 月から 平成 26 年2月 まで、 3か月	-	平成 25 年 11 月から 平成 26 年8月 まで、 10 か月	平成 25 年 12 月から 平成 28 年3月 まで、 28 か月	概数： 平成 26 年8月 29 日 確定： 平成 26 年 12 月 25 日 以下、 順次
漁業経営体調査以外の調査									
区分	企画	標本 抽出	実査	入力	符号 付け	審査	集計	公表	
本府省	●		●				●	●	
地方支分部局			●	▲		●	▲	●	
(独)統計センター									
都道府県									
市町村									
民間事業者				●					
スケジュール (直近の調査の実績)		平成 23 年4月 から平 成 25 年3月 まで、 24 か月	-	平成 25 年4月 から平 成 26 年2月 まで、 11 か月	平成 25 年 12 月から 平成 26 年2月 まで、 3か月	-	平成 25 年 11 月から 平成 26 年8月 まで、 10 か月	平成 25 年 12 月から 平成 28 年3月 まで、 28 か月	概数： 平成 26 年8月 29 日 確定： 平成 26 年 12 月 25 日 以下、 順次
(注) 「スケジュール」欄には、各業務の時期、期間(例：○月から○月まで、○か月)を記載してください。各業務の時期、期間は重複していてもかまいません。									
②調査の 周期	5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）								

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

<p>③調査票の構成</p>	<p>9種類</p> <p>調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> 海面漁業調査 <ul style="list-style-type: none"> 漁業経営体調査票 I（個人経営体用）・II（団体経営体用） 漁業管理組織調査票 海面漁業地域調査票 内水面漁業調査 <ul style="list-style-type: none"> 内水面漁業経営体調査票 I（個人経営体用）・II（団体経営体用） 内水面漁業地域調査票 流通加工調査 <ul style="list-style-type: none"> 魚市場調査票 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 																																																																								
<p>④回収率の推移</p>	<p>漁業経営体調査</p> <table border="1" data-bbox="365 663 903 824"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>95,276</td> <td>115,811</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>94,507</td> <td>115,196</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>99.2</td> <td>99.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>漁業管理組織調査</p> <table border="1" data-bbox="365 938 903 1099"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>1,826</td> <td>1,738</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>1,825</td> <td>1,738</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>99.9</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>海面漁業地域調査</p> <table border="1" data-bbox="338 1171 876 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>934</td> <td>1,041</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>934</td> <td>1,041</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>内水面漁業経営体調査</p> <table border="1" data-bbox="338 1404 876 1565"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>5,546</td> <td>6,545</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>5,503</td> <td>6,478</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>99.2</td> <td>99.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>内水面漁業地域調査</p> <table border="1" data-bbox="338 1637 876 1798"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>949</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>949</td> <td>986</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>100.0</td> <td>99.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>魚市場調査</p> <table border="1" data-bbox="338 1870 876 2031"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 20 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象数(a)</td> <td>873</td> <td>922</td> </tr> <tr> <td>回収数(b)</td> <td>859</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>回収率(b/a)</td> <td>98.4</td> <td>99.9</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	95,276	115,811	回収数(b)	94,507	115,196	回収率(b/a)	99.2	99.5	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	1,826	1,738	回収数(b)	1,825	1,738	回収率(b/a)	99.9	100.0	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	934	1,041	回収数(b)	934	1,041	回収率(b/a)	100.0	100.0	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	5,546	6,545	回収数(b)	5,503	6,478	回収率(b/a)	99.2	99.0	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	949	987	回収数(b)	949	986	回収率(b/a)	100.0	99.9	区 分	平成 25 年	平成 20 年	調査対象数(a)	873	922	回収数(b)	859	921	回収率(b/a)	98.4	99.9
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	95,276	115,811																																																																							
回収数(b)	94,507	115,196																																																																							
回収率(b/a)	99.2	99.5																																																																							
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	1,826	1,738																																																																							
回収数(b)	1,825	1,738																																																																							
回収率(b/a)	99.9	100.0																																																																							
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	934	1,041																																																																							
回収数(b)	934	1,041																																																																							
回収率(b/a)	100.0	100.0																																																																							
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	5,546	6,545																																																																							
回収数(b)	5,503	6,478																																																																							
回収率(b/a)	99.2	99.0																																																																							
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	949	987																																																																							
回収数(b)	949	986																																																																							
回収率(b/a)	100.0	99.9																																																																							
区 分	平成 25 年	平成 20 年																																																																							
調査対象数(a)	873	922																																																																							
回収数(b)	859	921																																																																							
回収率(b/a)	98.4	99.9																																																																							

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

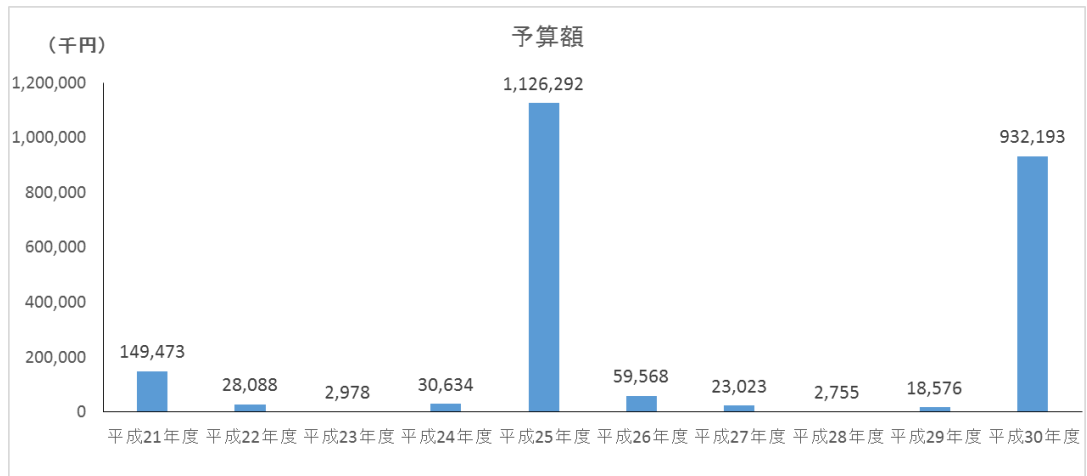
冷凍・冷蔵、水産加工場調査

区 分	平成 25 年	平成 20 年
調査対象数(a)	10,575	12,219
回収数(b)	10,096	11,946
回収率(b/a)	95.5	97.8

- (注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施（例：世帯と企業を対象に実施）している場合は、それぞれ分けて作成してください。
- 2 回収率については、以下により記載してください。
- ① 1年未満の周期で行われる調査（月次調査、四半期調査等）は、平成21年～30年の年平均回収率
 - ② 年次・隔年調査、周期調査（3年周期）は、平成21年～30年における実施年の回収率（未実施年の欄には「-」を記載）。5年周期は、直近2回（平成21年以前となる場合も含む）の回収率

⑤予算額

※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット
 (下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)



2 再発防止に係る取組

① チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

漁業経営体調査

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員（委託事業者の調査員を含む。）・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 郵送調査	<input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> オンライン調査（電子調査票におけるプログラムチェック）	<input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（取組内容を記載）

漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業経営体調査、内水面漁業地域調査

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員（委託事業者の調査員を含む。）・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方農政局等の職員による目視）
<input type="checkbox"/> 郵送調査	<input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> オンライン調査（電子調査票におけるプログラムチェック）	<input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（取組内容を記載）

魚市場調査、冷凍・冷蔵、水産加工場調査

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査	<input checked="" type="checkbox"/> 調査員（委託事業者の調査員を含む。）・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方農政局等の職員による目視）
<input type="checkbox"/> 郵送調査	<input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 （電子調査票におけるプログラムチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input checked="" type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input checked="" type="checkbox"/> レンジチェック <input checked="" type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（取組内容を記載）

（注）「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ 実施している

↳ システムプログラムによる審査を実施

□ 目視による審査のみ実施（理由： ）

□ 実施していない

↳ （理由： ）

（システム・プログラムによる審査を実施している場合）

〔チェックの内容〕

漁業経営体調査票 I

全調査事項: 63 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数※1	検出総数 (概数)	検出総数の説明※2
チェック方法	① 記入漏れのチェック	13 / 13	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は都道府県、市町村で行っており、検出件数は把握していない
	② レンジチェック	13 / 13		
	③ クロスチェック	60 / 60		
	その他	—		
① ～③の計		86 / 86		

資料 1 - 3 漁業構造統計 (漁業センサス)

漁業経営体調査票Ⅱ
全調査事項:54項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	9 / 9	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は都道府県、市町村で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	12 / 12		
	③クロスチェック	51 / 51		
	その他	—		
①～③の計		72 / 72		

漁業管理組織調査票
全調査事項:8項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	3 / 3	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	1 / 1		
	③クロスチェック	4 / 4		
	その他	—		
①～③の計		8 / 8		

海面漁業地域調査票
全調査事項:10項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	1 / 1	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	1 / 1		
	③クロスチェック	7 / 7		
	その他	—		
①～③の計		9 / 9		

資料 1 - 3 漁業構造統計 (漁業センサス)

内水面漁業経営体調査票 I

全調査事項:45 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	7 / 7	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	2 / 2		
	③クロスチェック	38 / 38		
	その他	—		
①～③の計		47 / 47		

内水面漁業経営体調査票 II

全調査事項:25 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	0 / 0	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	1 / 1		
	③クロスチェック	21 / 21		
	その他	—		
①～③の計		22 / 22		

内水面漁業地域調査票

全調査事項:17 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	1 / 1	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	0 / 0		
	③クロスチェック	6 / 6		
	その他	—		
①～③の計		7 / 7		

魚市場調査票

全調査事項:12 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	5 / 5	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	11 / 11		
	③クロスチェック	8 / 8		
	その他	—		
①～③の計		24 / 24		

冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

全調査事項:18 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	① 記入漏れのチェック	4 / 4	取りまとめを行っていない。	調査票の入力・審査は地方組織で行っており、検出件数は把握していない
	②レンジチェック	1 / 1		
	③クロスチェック	18 / 18		
	その他	—		
①～③の計		23 / 23		

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号 (1、2、…) を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項 (「チェック有の項目数／全項目数」「検出総数 (概数)」) を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明 (初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など) を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	記入する必要がない項目があるため
レンジチェック	項目ごとに許容範囲の設定が可能な項目ではないため
クロスチェック	単独で設定している項目で、他の項目と関連がないため

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	該当なし
レンジチェック	該当なし
クロスチェック	該当なし

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

該当なし

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

（ エラーチェックについては、すべての対象について疑義照会を行い確認・修正を行うこととしているが、レンジチェック及びクロスチェックのうちワーニングエラーとしているものについては、その地域の状況から妥当と判断できる場合には疑義照会を行わない場合もある。

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある（内容： ）
ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている
チェックの方法のみ定めている
定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか
 - ■実施している
 - ↳ ■システム・プログラムによるチェック
 - 目視によるチェックのみ実施（理由：_____）
 - 実施していない
 - ↳ （理由：_____）

（システム・プログラムによるチェックを実施している場合）

（「実施している」場合、該当するものすべてにチェック）

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算（表内で論理矛盾がないか）	<input type="checkbox"/> 有 → 表/ 表 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
表間照合（表間で論理矛盾がないか）	<input type="checkbox"/> 有 → 表/ 表 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
時系列チェック（過去の結果との比較）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 21 表/ 21 表 <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較）	<input type="checkbox"/> 有 → 表/ 表 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

（注）「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - ■チェックの方法、内容ともに定めている
 - チェックの方法のみ定めている
 - 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕

(委託事業者を經由して調査を実施している場合、以下にチェック)

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計
主管課長等会議申合せ)(以下本項において「ガイドライン」という。)の実施状況

- ◆ 委託対象業務 (データ入力)
- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか (ガイドラインⅢ 1 ウ)
 - 価格による競争入札方式
 - 総合評価落札方式
 - その他の選定方法 ()
- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無 (ガイドラインⅢ 4 (2) ア)
 - ■ 有 □ 無
 - (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 - 定期的又は随時の報告の求め
 - 委託事業者に対する監査
 - その他 ()
- ◆ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無
 - ■ 有 □ 無
 - (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 - (共通)
 - 調査票の誤送付等の状況
 - 調査項目別の未記入及び不備の状況
 - 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
 - 照会対応の状況及び効果 (疑義再照会率等)
 - 督促の実施状況及び効果 (督促後回収率等)
 - 収集したデータ (調査対象名簿、個別データ、集計データ等) の管理状況
 - (調査員調査のみ)
 - 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
 - 調査員への指導状況
 - 報告者への訪問状況
 - 不在等の場合における再訪問の実施状況
- ◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか
 - ■ 定めている □ 定めていない
 - ↳ (理由:)
- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1) に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。
 - ■ している □ していない
 - ↳ (理由:)

〔地方公共団体の履行確認〕

漁業経営体調査

（地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック）

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）
- 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
現場に職員を派遣しての実施状況の把握
業務の節目及び完了時の報告聴取
その他（ ）

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無（名簿等の提出を受けている等）→ 有 無
- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック）
- 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
指導員等の巡回による実施状況の把握
現場に職員を派遣しての実施状況の把握
業務の節目及び完了時の報告聴取
その他（ ）
- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入）

[]

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

- ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開
総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査（統計精度検査）の標準検査（見える化状況検査）」（平成 29 年実施。平成 30 年 3 月フォローアップ）の評価事項に対する自己点検の結果

② 標本設計		③ 調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2
2	2	3	3	2	2	-	-	3	3	2	2

※ 平成 30 年 3 月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

[-]

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存				
i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限				
データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 （「有」の場合）	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 （記入済調査票）	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 ■所定の期間（ 3年） □1年未満	□ 移管 ■ 破棄
(1)-2 調査票情報 （調査票の内容を記録した電磁的記録媒体）	■有 □無	■有⇒■調査規則 ■文書管理規則 □無	■永年 □所定の期間（ 年） □1年未満	□ 移管 □ 破棄
(1)-3 調査票情報 （その他）	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1年未満	□ 移管 □ 破棄
(2) 調査関係書類	■有 □無	■有⇒■調査規則 ■文書管理規則 □無	□永年 ■所定の期間（3～10年） □1年未満	□ 移管 ■ 破棄
(3) 中間生成物	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） ■1年未満	□ 移管 ■ 破棄
(4) ドキュメント	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	■永年 □所定の期間（ 年） □1年未満	□ 移管 □ 破棄
(5) 行政記録情報	■有 □無	■有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） ■1年未満	□ 移管 ■ 破棄
(6) メタデータ	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1年未満	□ 移管 □ 破棄
(7) 母集団復元情報 （上記に掲げるものを除く）	□有 ■無	□有⇒□調査規則 □文書管理規則 □無	□永年 □所定の期間（ 年） □1年未満	□ 移管 □ 破棄

※(1)-1、(3)、(4)及び(5)については、調査要領等を策定し、これに基づき適切に対処している。

- ・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連す

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

る情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。

・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報という。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆ 対応ルールの有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください）

（「農林水産統計調査の適正な実施等について」（平成 27 年 12 月 25 日付け 27 統計第 2257 号農林水産省大臣官房統計部長通知）において、地方支分部局や本省での公表後に誤りが発覚した場合の措置として、訂正を要する事態に至った背景、訂正すべき事項等を速やかに整理・検討、再発防止策の検討について記載している。）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆ 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

SNA、QE の作成の際に利用されている

その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名：海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、漁業就業動向調査、水産加工統計調査 等）

政策の立案・実施の根拠として用いられている

（政策等の名称 水産基本計画）

国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている

（手当等の名称：地方交付税（水産行政費）、漁業調整委員会等に関する費用）

月例経済報告に利用されている

その他（ 地方自治体等における施策資料 ）

◆ 結果数値の利活用先の把握方法

（ 省内の政策部局庁に加え、統計法第 32 条、第 33 条に基づく申請者、省内外からの問い合わせにより把握 ）

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合、その実績〔過去 1 年間〕）

（ 利用者のニーズはホームページの意見要望欄、パブリックコメント、大学・図書館等関係機関に報告書を配布する際などで収集。

利用ニーズについては、一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数が 452 件、e-Stat ダウンロードが 176,795 件となっている。）

（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Stat ダウンロード件数

（活用度スコアリング I）

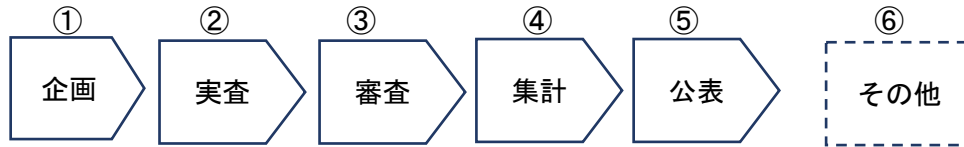
◆ 統計法に基づく調査票情報等の 2 次的利用の状況（平成 29 年度）（総務省において記載）

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

- ・ 調査票情報の 2 次的利用（ 4 件）
※統計法 32 条に基づく行政機関等による 2 次利用、統計法 33 条に基づく調査票情報の提供
- ・ オーダーメイド集計（ ー 件）
※統計法 34 条に基づき作成する統計の提供
- ・ 匿名データの提供（ ー 件）
※統計法 35 条に基づき作成される匿名データの提供

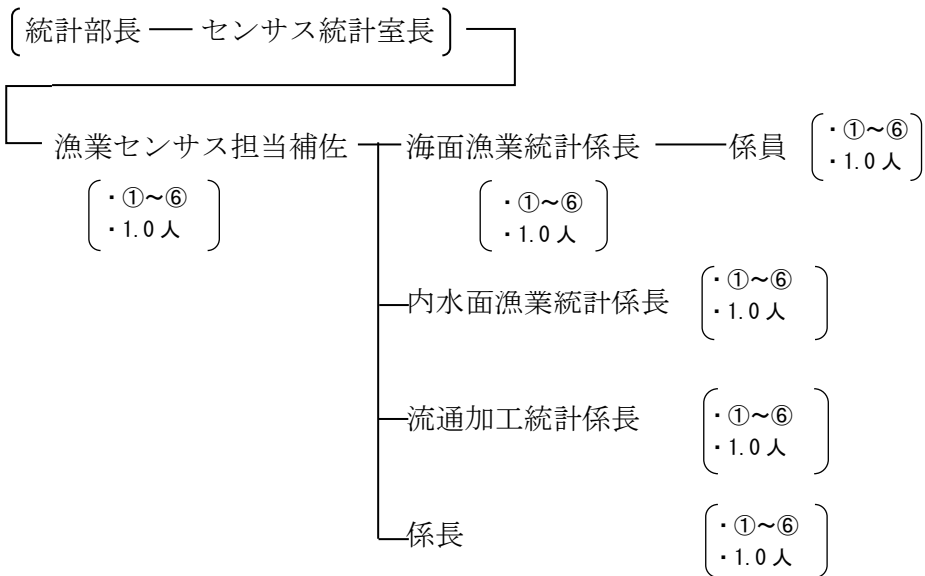
② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
 下段：業務量按分



※再任用職員（時短含む）も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

業務量を按分した実員相当数	6.6人
従事する職員の人数（実員）	20人
うち、	
統計業務経験 10年以上	16人
〃 5年以上10年未満	1人
〃 2年以上5年未満	2人
〃 2年未満	1人

期間業務職員の数 () 人

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

■統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（1人）

□上記のいずれもなし（人）

〔システムの管理、運営、開発〕

〔 統計部長 — 統計企画管理官 〕

※システムの管理、運営、開発の担当者は、農林水産統計システムを利用するすべての調査について対応しているため、当該担当者数（7人）を農林水産統計システムを利用する調査数（21調査）で除した人数を計上している。

〔公表物のHP、e-Stat掲載〕

〔 統計部長 — 統計企画管理官 〕

○広報普及及び統計データベース運営の担当者数は、統計部所管のすべての調査に対応しているため、当該担当者数（7人）を統計部所管の調査数（28調査）で除した人数を計上している。

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input checked="" type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input checked="" type="checkbox"/> 外部発注	①②別添資料参照 ③統計基盤プログラムは平成 28 年度に 5 年国債で契約しているため、5 年間、運用業者の変更はないが、個別調査プログラムの開発・修正はプログラムごとに一般競争入札により業者を決定している。 ④クライアント：Windows7、10 サーバー：WindowsServer2012R2Standard ⑤VisualBasic.Net 等 ⑥Microsoft.NetFramework 等を使用。ソフトウェアライセンスの使用は有。有効期限のあるソフトウェアライセンスは全て有効期間内である。
<input checked="" type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input checked="" type="checkbox"/> 外部発注	(同上)
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独) 統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注) 「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期（いつから使用しているのか）、③（外部発注のシステムの場合）過去 10 年間で業者の変更あったか（同じ業者が継続的に業務を受注しているか）、④OS の種類（例：Windows10、UNIX など）（サーバー側、クライアント側）、⑤ソースプログラムに使用している言語（COBOL、JAVA など）の種類、⑥システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料（調達時の仕様書等）がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

- ◆ 当該システムを担当（開発、運用、外注管理等）している府省職員数（実員相当数）
（ 7 人）

- ◆ システム経費（ハード、ソフト）

開発経費（ 793 百万円 ）

※平成 28 年度農林水産統計システム更改における構築経費。農林水産統計システム全体の経費であり、個別調査ごとに経費を分けられない。また、当該調査プログラムの開発経費は含まれていない。

年間運用経費（ 183 百万円 ）

資料 1 - 3 漁業構造統計（漁業センサス）

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供					
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → (具体内容) ◆過去5年間の公表件数： 6 件 ◆直近から遡って5事例を記載 (注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。					
公表時期	H28. 7. 5	H28. 4. 22	H28. 1. 22	H27. 10. 9	H27. 5. 29
事案概要（内容/時期/影響）	確報及び報告書の数値の訂正 1949年の海面漁業の経営体数等の訂正/H28年6月/特段の影響はない	確報及び報告書の数値の訂正 2013年の従業者規模別形態別冷凍・冷蔵工場数等の訂正/H28年4月/特段の影響はない	確報及び報告書の数値の訂正 2013年の海面漁業の共同経営の経営体階層別営んだ漁業種類別経営体数の訂正/H28年1月/特段の影響はない	確報及び報告書の数値の訂正 2013年の市区町村別水産加工工場数等の訂正/H27年8月/特段の影響はない	確報及び報告書の数値の訂正 2013年の海面漁業の市区町村別経営体階層別経営体数等の訂正/H27年4月/特段の影響はない
事案発見の端緒（発見した者/発見日時）	本省職員 /H28. 6. 17	本省職員 /H28. 4. 6	外部 /H28. 1. 20	地方職員 /H27. 8. 25	地方職員 /H27. 4. 20
原因	本省職員の確報及び報告書編集作業誤り	本省職員の確報及び報告書編集作業誤り	本省職員の確報及び報告書編集作業誤り	調査対象の記入誤り	本省職員の確報及び報告書編集作業誤り
対応（結果数値の訂正、事案の公表等）	数値の訂正 HPに正誤表を掲載 報告書送付先に正誤表を発送	数値の訂正 HPに正誤表を掲載 報告書送付先に正誤表を発送	数値の訂正 HPに正誤表を掲載 報告書送付先に正誤表を発送	数値の訂正 HPに正誤表を掲載 報告書送付先に正誤表を発送	数値の訂正 HPに正誤表を掲載 報告書送付先に正誤表を発送
再発防止に向け採った措置	最終原稿に計算式が組み込まれていないか確認し、基のデータと相違ないか再確認を行う。	調査票マスタの修正履歴を共有し、2018年調査プログラムでは、修正履歴を出力できる仕様とする。	手作業で加工していた報告書の編集作業について、プログラムから報告書のレイアウトで出力できる仕様とする。	審査のやり方を明確化するなど審査体制を強化する。	手作業で加工していた報告書の編集作業について、プログラムから報告書のレイアウトで出力できる仕様とする。